

第3章 職制・処務

○松山衛生事務組合事務局条例

制 定 昭和41年6月23日条例第7号

改 正 平成11年12月27日条例第3号

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第7項の規定により、組合長の権限に属する事務を処理させるため本組合に事務局を設ける。

第2条 この条例の施行について必要な事項は、組合長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和41年4月2日から適用する。

付 則（平成11年12月27日条例第3号）

この条例は、平成12年1月1日から施行する。